

平成23年度 9月補正予算参考資料

〔第1次追加提案分〕

トータルコストの表記について

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

農政課（内線：7646）
（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
単県公共事業計	70,570	10,000	80,570				10,000	
災害公共事業計	459,180	1,507,239	1,966,419	1,503,874	<150> 3,000		365	県費負担 515

事業内容の説明

1 概要

台風12号（平成23年9月2日～4日）に伴う豪雨等の影響で被害を受けた、農地並びに農業用施設、県営放牧場（大山放牧場及び兵円牧野）及び県管理林道の復旧を行う。

2 事業内訳

（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	補正後
県管理林道維持補修事業	30,893	10,000	40,893
単県公共事業（補正に係るもの）計	30,893	10,000	40,893
耕地災害復旧事業	255,769	1,098,000	1,353,769
林道施設災害復旧事業	194,811	409,239	604,050
災害公共事業（補正に係るもの）計	450,580	1,507,239	1,957,819

（注）起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた額である。
県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成23年度一般会計補正予算説明資料（総括）

県土総務課（内線：7345）
（単位：千円）

事業区分	補正前	補正	計	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
県事業	災害公共事業 補助	4,196,171	3,566,000	7,762,171	2,378,522	<59,400> 1,188,000		△522	県費負担 58,878
	災害公共事業 単独	180,320	342,000	522,320		<11,027> 23,000		319,000	県費負担 330,027
	単県公共事業	7,697,564	402,100	8,099,664		<82,937> 173,000		229,100	県費負担 312,037
国事業	直轄災害事業負担金	(552,619) 184,023	(1,010,000) 336,330	(1,562,619) 520,353		<16,800> 336,000		330	県費負担 17,130
公共事業計		43,085,615	4,646,430	47,732,045	2,378,522	<170,164> 1,720,000		547,908	県費負担 718,072
県事業	一般事業	46,161	337,651	383,812	134,500		(基金繰入金) 7,644	195,507	
合計		43,131,776	4,984,081	48,115,857	2,513,022	<170,164> 1,720,000	(基金繰入金) 7,644	743,415	県費負担 718,072

（基金は地域グリーンニューディール基金を繰入）

事業内容の説明

1 県事業

(1) 補助災害公共事業の追加 <3,566百万円>

平成23年9月2日から4日にかけて鳥取県を縦断した台風第12号（タラス）に伴う大雨等により、県内各地で被災した河川、道路、砂防等の公共土木施設の復旧に要する経費（国庫負担率66.7%）。

(2) 単独災害公共事業の追加 <342百万円>

平成23年9月2日から4日にかけて鳥取県を縦断した台風第12号（タラス）に伴う大雨等により、県内各地で被災した河川、道路、砂防等の公共土木施設の調査・測量、設計に要する経費及び120万円未満の復旧工事等に要する経費。

(3) 単県公共事業の追加 <402百万円>

平成23年9月2日から4日にかけて鳥取県を縦断した台風第12号（タラス）に伴う大雨等により、県内各地で被災した道路等の公共土木施設に係る土砂撤去、倒木処理、維持修繕等に要する経費。

事業内訳

（単位：千円）

事業区分	災害公共事業		単県公共事業	一般事業
	補助	単独		
災害復旧事業	3,566,000	342,000		
道路事業			115,000	
河川事業			142,500	
砂防事業			100,000	
港湾事業			29,600	
治山事業			15,000	
公共事業計			402,100	
海岸漂着ごみ等処理事業				336,151
海岸漂着ごみ等処理事業（漁港）				1,500
一般事業計				337,651
合計	3,566,000	342,000	402,100	337,651

（注）直轄災害事業負担金上段（ ）書きは事業費である。
起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。
県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

2 国事業（直轄災害事業）

平成 23 年 9 月 2 日から 4 日にかけて鳥取県を縦断した台風第 12 号（タラス）に伴う大雨等により被災した、国が管理する河川、海岸の公共土木施設について、国が実施する直轄災害復旧事業に係る鳥取県の負担金である（事業費の 33.3%）。

主な事業箇所の事業費

<国管理公共土木施設被災箇所数・事業費>

一級河川千代川	8 箇所	380,000 千円
一級河川天神川	4 箇所	380,000 千円
一級河川日野川	2 箇所	100,000 千円
皆生海岸	2 箇所	150,000 千円
合計	16 箇所	1,010,000 千円
（県負担額（33.3%）		336,330 千円）

平成23年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

6目 農作物対策費

生産振興課 (内線: 7272)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 平成23年度ブロッコリー 産地再生緊急支援事業	0	15,215	15,215				15,215	
トータルコスト	0	16,014	16,014	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風12号の通過に伴う連続降雨により、ブロッコリーが枯れる被害が多発しており、雪害・低温被害など度重なる被害を受け営農意欲が極端に減退しているブロッコリー産地の再興を図るため、再生産に要する経費を助成する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業内容	補助事業者	事業実施主体	事業費	予算額	負担割合
営農再開意欲のある生産者に対して、作付け再開及び再生計画の作成を条件に、ブロッコリーの再生産に要する経費(種苗費、肥料代、農薬代)を、被害程度に応じて助成する。	市町村	生産者	45,645	15,215	県1/3 (市町村負担は任意)

※被害程度別助成金額

被害程度(枯死率)	再生産に要する経費 (A)	助成割合 (B)	補助基準額(円/10a) (A×B)
80%以上	76,000円/10a (種苗費・肥料代・農薬代)	0.6	45,600
60%以上80%未満		0.4	30,400
30%以上60%未満		0.2	15,200

3 事業実施期間: 平成23年度

4 現状、課題

- (1) 鳥取県は西日本有数のブロッコリー産地で、近年は新規就農者の参入等により、栽培面積が増加しつつある。
- (2) 平成21年秋から冬にかけての価格安、平成22年末からの雪害、平成23年春の低温と豪雨等、この3年間の度重なる災害と価格低迷によって、農家の経営が悪化し、営農意欲が極端に減退している。
- (3) 台風12号の通過に伴う連続降雨によって、転作水田ほ場を中心にブロッコリーが枯死する被害が発生し、被害額は2.2億円が見込まれる。
- (4) ブロッコリーは、野菜価格安定制度によって、価格が下落した際に価格差が補填されるが、台風等の気象災害に対して農業共済などの救済制度がないため、農家経営の悪化が見込まれる。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 4項 林業費
 2目 林業振興費

森林・林業総室（内線：7307）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)作業道災害復旧対策事業	0	35,000	35,000			(基金繰入金) 11,666	23,334	
トータルコスト	0	35,799	35,799	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風12号による災害により作業道が路面洗掘、路肩崩壊等の甚大な被害を受け、間伐等の森林整備の遅れや被害の拡大が懸念される。このため、早急な作業道の復旧措置が可能となるよう経費を助成する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業内容	補助事業者	事業実施主体	事業費	予算額	補助率
作業道の復旧に係る経費の助成	市町村	市町村 森林組合 造林公社 林業事業体 森林所有者	70,000	35,000	県1/2、市町村1/3

〈参考〉 H23.9.14 14時時点の被害状況

事務所	市町村	路線数	被害額(千円)	被害状況
東部	鳥取市	9	6,700	路面洗掘、路肩崩壊、 法面崩壊、排水施設 損傷、土砂流出
	八頭	智頭町	28	
若桜町		8	3,300	
計		36	15,200	
中部	倉吉市	10	7,000	
	三朝町	7	2,700	
	琴浦町	5	1,600	
	計	22	11,300	
西部	米子市	3	1,750	
	大山町	4	4,800	
	南部町	2	2,200	
	伯耆町	1	500	
	計	10	9,250	
日野	日南町	9	8,006	
	日野町	6	9,699	
	江府町	1	100	
	計	16	17,805	
合計		93	60,255	

平成23年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9629）

1目 観光費

＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)文化観光施設 (大山スキー場)復 旧支援事業	0	3,059	3,059				3,059	
トータルコスト	0	3,858	3,858	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成23年9月の台風12号によって発生した、大山スキー場施設の法面崩落等の復旧にあたり、地元観光中核施設の冬季シーズンまでの早急な復旧に支援を行う地元町（大山町）に対して、地元町が補助する額の一部を補助するもの。

2 主な事業内容

- (1) 補助対象事業者 大山町
- (2) 復旧事業実施主体 だいせんホワイトリゾート（旧大山スキー場管理組合）
- (3) 補助額 3,059千円
- (4) 補助率 地元町が補助する額の1/2以内（全体事業費の1/3以内）

全体事業費を事業実施主体・大山町・県がそれぞれ1/3ずつ負担することとし、県は平成23年度事業費の1/3に当たる3,059千円を大山町に対して補助する。

（23年度事業費 9,177,000円×1/3=3,059,000円）

(5) 復旧計画（平成23～24年度）

(ア) スキー場間連絡通路法面崩落復旧事業 [被災状況] 下の原スキー場連絡通路の崩落（幅員5mの半分以上が長さ10mにわたって崩落） ・23年度復旧事業 7,938,000円	
(イ) 下の原エリア法面崩落復旧事業 [被災状況] 下の原スキー場最下部の土止め擁壁（法面石垣）の崩落（崩落部分の幅30m） → クロスカントリーコースの一部を塞いでいる状態 ・23年度復旧事業（土砂撤去・簡易補修） 1,239,000円 ・24年度本復旧事業 4,634,700円	
全体事業費	<div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-right: 10px;"> 13,811,700円 ・23年度 9,177,000円 ・24年度 4,634,700円 </div> } </div>

※ 平成24年度事業費に対する補助については、事業実施主体・大山町と再度調整した上で、来年度当初予算で対応予定。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

3項 河川海岸費

1目 河川総務費

河川課 (内線: 7377)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
海岸漂着ごみ等処理事業 (公共海岸)	32,563	336,151	368,714	134,500		(基金繰入金) 6,144	195,507	
トータルコスト	51,734	336,151	387,885	(補正に係る主な業務内容)				
主な業務の内容	2.4人	0.0人	2.4人	地元との調整、業者対応、関係機関との調整、庁内調整				
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

海岸管理者が実施主体となって、公共海岸の海岸漂着ゴミ等の処理を行う。
(財源の一部に国庫補助金 (災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業) 及び地域グリーンニューディール基金を充当)

2 主な事業内容

台風12号関連の出水等により、県内海岸全域に渡って大量に漂着した流木・ゴミ等を集積、運搬、処分し、海岸保全施設の機能の回復及び環境の保全を図る。
なお、皆生海岸 (米子西海岸) 分4, 000m³については別途予備費で対応済み。
実施箇所数: 米子海岸ほか県内14海岸 (県内全域)、処理量: 約24, 000m³
《現況》

<東部>
宝木地区海岸 (鳥取市気高町)



<中部>
東伯海岸 (琴浦町)



<西部>
大山海岸 (大山町)



<西部>
日吉津海岸 (日吉津村)



3 これまでの取組状況、改善点

- 海岸漂着ゴミの処理については、海岸漂着物等処理法施行 (平成21年7月) 前は、市町村が主体となり、ボランティアや地域住民と協力しながら実施。(県が市町村へ費用の1/2を補助)
- 海岸漂着物等処理法施行後は、海岸管理者 (主に県) が主体となり、関係市町村と協力しながら海岸漂着ゴミ対策を行っている。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 5項 水産業費
 7目 漁港管理費

空港港湾課（内線：7405）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
海岸漂着ごみ等処理事業（漁港）	13,598	1,500	15,098			(基金繰入金) 1,500		
トータルコスト	14,397	1,500	15,897	(補正に係る主な業務内容)				
主な業務の内容	0.1人	0.0人	0.1人	現地確認、委託契約・監督、補助金交付事務、支払事務、関係機関との調整				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村と連携し、公共海岸等の海岸漂着ゴミ等の処理を行う。（財源に地域グリーンニューデール基金を充当）

2 主な事業内容

台風12号関連の出水等により、平田漁港海岸に漂着したゴミを管理者である大山町が撤去するため、県が大山町に補助金を交付し事業実施するもの。

《平田漁港海岸の現況》



3 これまでの取組状況、改善点

- 海岸漂着ゴミの処理については、海岸漂着物等処理法施行前（平成21年7月施行）は、市町村が主体となり、ボランティアや地域住民と協力しながら実施。
- 海岸漂着物等処理法施行後は、各海岸管理者(県又は市町村)が主体となり、海岸漂着ゴミ対策を行っている。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

農林総合研究所企画総務部(電話:0858-37-4210)

5目 中小家畜試験場費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 中小家畜試験場 災害復旧事業	0	27,380	27,380		<12,944> 27,000		380	県費負担 13,324												
トータルコスト	0	27,380	27,380	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	施設の災害復旧工事																
工程表の政策目標(指標)	-																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的・概要																				
<p>台風12号の豪雨により、南部町北方にある農林総合研究所中小家畜試験場の豚舎脇の山林が崩落し、豚舎の一部を損壊する被害及び敷地内を流れる用水路の一部が崩落する被害が発生した。これらの被害の復旧工事を行うものである。</p>																				
2 主な事業内容																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>地質調査、測量、設計</td> <td>6,899千円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>法面改修工事 水路改修工事</td> <td>20,481千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>27,380千円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	委託料	地質調査、測量、設計	6,899千円	工事請負費	法面改修工事 水路改修工事	20,481千円	計		27,380千円
区分	内容	予算額																		
委託料	地質調査、測量、設計	6,899千円																		
工事請負費	法面改修工事 水路改修工事	20,481千円																		
計		27,380千円																		

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
再就職支援プロジェクト		[総括]						

説明

1 事業の目的・概要

県内の経済雇用情勢が低迷する中、県内製造業最大手企業の再編計画が明らかになり、年末に向けて大量の離職者が出るが見込まれるなど、一段と県内の経済・雇用情勢の悪化が懸念される。このため、従来から進めている施策に加え、追加的な雇用創出、就職支援対策を緊急に講じる。

2 事業内容

再 就 職 支 援 プ ロ ジ ェ ク ト

9月補正 213,189千円
 9月補正(追加) 47,833千円
 [合計] 261,022千円
 別途、債務負担行為(H24~H25) 203,549千円を追加

総額規模 5,554,571千円
 H24年度当初予算で要求予定の
 正規雇用奨励金等90,000千円、
 制度金融融資枠50億円を含める。

1 離職者に対するマッチングの支援

☞ 離職者に対する就職支援やマッチングを行なうミドル・シニア仕事ふらざ鳥取に、三洋CE及びエプソンIDの離職者の再就職支援のための特別窓口を開設することとし、スタッフ(就業支援員)の増員等を行ないます。

・ 中高年者就業支援事業【9月補正(追加)3,933千円、債務負担行為(H24~25※)13,099千円】

(※H25はオフィススペースの拡張のみ)

2 離職者の受け皿となる企業への支援

☞ 緊急雇用基金を活用し、離職者の雇用に取り組めます。

・ 緊急雇用創出事業【9月補正163,078千円】

☞ 緊急雇用基金を活用し、県が事業者に委託して離職者を最大12か月体験雇用する事業(重点分野職場体験型雇用事業)で離職者の雇用に取り組めます。さらに、その後労働者を正規雇用した場合の奨励金を増額します。

・ 正規雇用奨励金(重点分野職場体験型雇用事業関連)【9月補正(追加)制度改正】

☞ 専門的な資格のある離職者については、企業で試用期間(最大9か月)を設けて雇用する事業の人数を拡大するとともに、試用期間後に正規雇用した場合の奨励金を増額します。

・ 専門的技術者等正規雇用促進事業【9月補正(追加)4,800千円、債務負担行為(H24※)14,400千円、制度改正】※H24はH23に交付した金額を差引いた金額

☞ 既存の工業団地に進出してきた企業に対し、市町村が貸し工場を再整備する場合の補助金を適用し、雇用の創出を支援します。

(榑山山麓の鳥取市への進出支援、雇用予定数50人)

・ 企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金【9月補正(追加)債務負担行為150,000千円】

☞ 離職者の起業を支援するため、創業時及び創業後一定期間に必要な経費に対する補助金の対象分野に「電気・機械分野」を追加するとともに、補助金を増額します。

・ とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援補助金【9月補正(追加)25,000千円、債務負担行為(H24~H25※)25,000千円】※H24はH23に、H25はH23及びH24に交付した金額を差引いた金額

3 離職者の研修支援

☞ 県立高等技術専門校において、離職者向けの職業訓練(IT系)コースを追加して、職業能力開発を支援します。また、県立高等技術専門校の外部講師への活用に取り組めます。

・ 職業訓練事業費【9月補正(追加)3,225千円、債務負担行為(H24)1,050千円】

☞ 10月から本格スタートする「とっとり雇用創造未来プラン」(平成23~25年度)における求職者向けの人材育成研修を活用して離職者のスキルアップと就職を支援します。

4 関連企業向けの支援

☞ 競争力強化のため、新製品の開発や受注確保に向けた研究開発を行い、雇用維持を行う企業に対し、研究開発に係る設備費やコンサルティング料に対する補助金の予算枠を増額します。

・ 雇用維持・企業再構築研究開発補助金【9月補正 50,111千円】

☞ 正規雇用者を新たに雇い入れた事業主に対する奨励金の対象を拡大し、雇用維持のための特定の制度の認定を受けた事業主を追加します。

・ 働くぞ!頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業【9月補正(追加)制度改正】

☞ 再編に伴う受注減少による経営悪化、新たな受注確保のための設備投資に対し、低利・長期の資金を創設し、資金繰りを支援します。【9月補正(追加) 10,875千円】

※三洋CEの新事業への取組に対する支援

☞ 既存施策を活用しながら、支援を検討します。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

雇用人材総室[雇用就業支援室] (内線: 7229)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
[債務負担行為] 中高年者就業支援事業	(債務負担行為額) 55,486 29,129	(債務負担行為額) 13,099 3,933	(債務負担行為額) 68,585 33,062				(債務負担行為額) 13,099 3,933	
トータルコスト	31,525	3,933	35,458	(補正に係る主な業務内容) 中高年者に対する就職支援				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標 (指標)	中高年者等就職困難者の就業支援: 中高年者等就職困難者の就職率を前年以上とする							

説明

1 事業の目的・概要

東部地区において、今後増加する見込の離職者に対応するため、就職が困難とされる中高年者の早期就職に結びつけることを目的に設置している「ミドル・シニア仕事ぶらざ鳥取」の機能強化を図る。

2 主な事業内容

(1) 特別窓口の開設

三洋CE及びエプソンIDの離職者の再就職支援の特別窓口をミドル・シニア仕事ぶらざ鳥取内に開設

(2) 就業支援員の増員 (平成24年度末まで)

職業相談から求人開拓、就職先の紹介までマンツーマン体制できめ細かな就職支援を実施するため、就業支援員を1名増員し、3名体制とする。

(3) 求人開拓員の継続配置 (平成24年度末まで)

今後、離職者の増加が見込まれるため、就業支援員の個別相談や職業紹介に要する時間が増え、求人開拓が充分に行えないことが予測されるため、県内企業の求人の掘り起こしを行い、より多くの求人を確保するため、求人開拓を専門に行う求人開拓員を引き続き2名配置する。

現在: 雇用人材総室就業支援室 2名配置 (任用期間: 平成24年1月16日まで)
→ ミドル・シニア仕事ぶらざ鳥取 2名配置

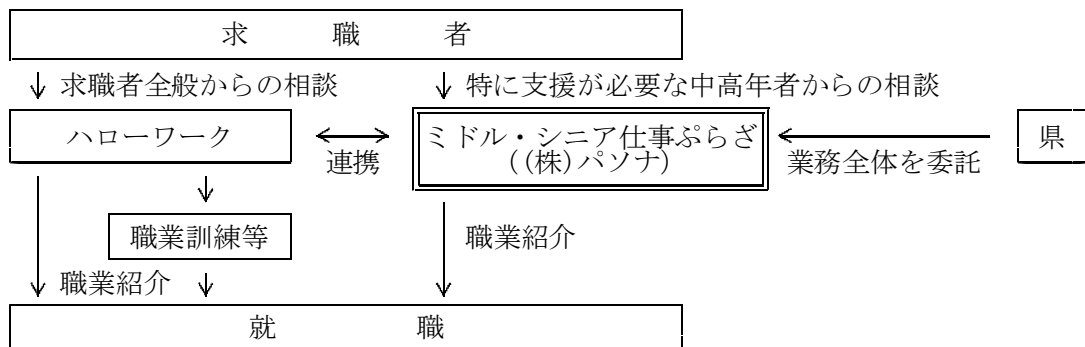
(4) ミドル・シニア仕事ぶらざ鳥取のオフィススペースの拡張 (平成25年度末まで)

就業支援員等の増員に伴い、相談スペースを確保するため、オフィススペースを拡張する。

3 これまでの取り組み状況、改善点

おおむね40歳以上の求職者に対し、より効果的・効率的なサービスを提供できるよう、平成23年4月1日から株式会社パソナに業務委託し、県内3地区に支援拠点として、ミドル・シニア仕事ぶらざを開設し、就業支援員による個別相談、職業紹介を実施。

【就職までの流れ】



平成23年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用人材総室 [雇用就業支援室] (内線: 7229)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 正規雇用奨励金(重点分野 職場体験型雇用事業関連)	18,000	0	18,000					
トータルコスト	18,799	0	18,799	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

説明

1 事業の目的・概要

厳しい経済雇用情勢の中、これまでに発生した離職者が労働市場に今も留まっていること、更には今後も大量の離職者が生じる事態が想定されることから、離職者が早期に正規雇用されるよう、重点分野職場体験型雇用事業の職場体験者を引き続き正規雇用した事業主に支給する正規雇用奨励金について、拡充を行なう。

2 主な事業内容

本奨励金は、重点分野職場体験型雇用事業により有期雇用された職場体験者を、事業主が正規雇用した場合に、正規雇用奨励金を支給(正規雇用から6か月後に支給)するもの。

離職者の大量に発生しうる状況に対処し正規雇用の一層の促進を図るため、本奨励金の額を1人当たり100万円(現行30万円)に増額する。

また、職場体験期間についても、1年間延長し、平成25年3月31日までとする。

*正規雇用想定人数 約50人、正規雇用奨励金所要見込額50,000千円

正規雇用奨励金の支給は正規雇用から6か月後

(参考) 重点分野職場体験型雇用事業の概要

国が重点分野雇用創出事業の対象としている分野について、県内企業等が職場体験者として新たに失業者を雇い入れ、当該企業等の業務に従事させることで、当該分野への人材供給の契機とする。

(1) 財源

国の「重点分野雇用創出事業」による基金を充当

(2) 対象分野

介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、産業振興、暮らしの安全・安心、文化・スポーツ、子育て

(3) 職場体験(雇用)期間

平成25年3月31日までの間の3ヶ月以上1年以内の期間

(4) 委託額

職場体験(雇用)期間中の職場体験者及び指導担当者の人件費(基本給及び諸手当)を計算の基礎として算出した額

ア) 職場体験者の人件費

1人あたり月額16万円を上限。

イ) 指導担当者の人件費

職場体験(雇用)期間中に支払われた人件費の3分の1の額で月額16万円を上限。ただし、職場体験者の額を上回らないものとする。

(5) 実施方法

重点分野職場体験型雇用事業の受託を県に申し出た企業等の中から、申出内容を審査の上、委託する事が適当と判断したものについて委託する。

3 これまでの取り組み状況、改善点

重点分野職場体験型雇用事業を平成22年7月に制度創設。平成23年2月に正規雇用奨励金の制度を追加創設した。

(実施状況)

重点分野職場体験型雇用事業の職場体験者

22年度 53人(終了者のみ。別途、22年度開始の79人が23年度も継続)

23年度 319人(内訳: 終了者31、職場体験中229、開始予定59、9/16現在)

正規雇用者 22年度 3人(他に非正規雇用者6人)

23年度 3人(" 9人)

平成23年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費

1 項 労政費

1 目 労政総務費

雇用人材総室 [人材育成確保室] (内線: 7 2 3 3)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
[債務負担行為] 専門的技術者 等正規雇用促進事業	(債務負担 行為額 14,400) 4,800	(債務負担 行為額 14,400) 4,800	(債務負担 行為額 28,800) 9,600				(債務負担 行為額 14,400) 4,800	
トータルコスト	5,599	4,800	10,399	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務、トライアル雇用終了後の正社員採用にむけての働きかけ				

工程表の政策目標(指標) 専門的・技術的職業を対象とした正規雇用の促進：正規雇用数の目標値を達成(平成23年度～26年度の間で80人の正規雇用数を旨す)

説明

1 事業の目的・概要

県の「重点分野職場体験型雇用事業」の対象とならない求職者のうち「専門的・技術的職業」への正社員を希望する者について、国トライアル雇用(3ヶ月)によっても採用の可否を判断できない場合を対象として、国に引き続き9ヶ月以内の県トライアル雇用を実施し、最長1年間のトライアル雇用を可能にすることで、正社員採用へ結びつく可能性を高める。また、県トライアル雇用後に正社員採用した場合に奨励金を支給することで、さらに正社員採用を誘導する。

2 主な事業内容

県内に事業所を有し、ハローワークに求人登録して職業分類上の「専門的・技術的職業」の正社員を採用しようとする企業のうち、次の(1)、(2)のいずれにも該当する企業。

(1) 県の「重点分野職場体験型雇用事業」が適用できない、次のいずれかに該当する求職者を採用しようとする企業。

○建設・土木関係企業への就職を希望する者。

○緊急雇用創出事業によって、県又は市町村の非常勤職員等に延べ1年間就業した経験がある者。

(2) 国トライアル雇用期間満了後に引き続き 県トライアル雇用を活用しようとする企業。

	現 行	拡 充 後
支給額	○トライアル雇用期間 80千円/月(9ヶ月以内) ※国のトライアル雇用期間(3ヶ月)を含め 通算1年以内。 ○雇用奨励金 300千円(正社員採用6ヶ月 経過後)←平成24年度以降予算化予定	同 左 ○雇用奨励金 <u>1,000千円に引き上げ(拡充)</u> ←平成24年度以降予算化予定
予算額	○トライアル雇用当該年度分 80千円×20人×3ヶ月=4,800千円 ○トライアル雇用債務負担分(平成24年度) 80千円×20人×9ヶ月=14,400千円 ○雇用奨励金見込額(平成24年度予算化予定) 300千円×20人=6,000千円	○トライアル雇用当該年度分 80千円× <u>40人</u> ×3ヶ月= <u>9,600千円(拡充)</u> ○トライアル雇用債務負担分(平成24年度) 80千円× <u>40人</u> ×9ヶ月= <u>28,800千円(拡充)</u> ○雇用奨励金見込額(平成24年度予算化予定) <u>1,000千円×40人=40,000千円(拡充)</u>

3 これまでの取り組み状況、改善点

(1) 平成22年7月に緊急雇用創出事業の「重点分野職場体験型雇用事業」を創設し、正社員採用を推進しているが、本事業は国の制度上、建設・土木関係企業への就職目的や緊急雇用創出事業で1年間雇用された者には適用できない。

(2) 建設・土木業界においては即戦力・有資格者が求められるが、資格取得においては1年以上の実務経験が必要とされるものもことから、本事業を実施することにより、実務経験の蓄積に加え上位資格の取得機会を拡大し、正規雇用化を促進する。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
[債務負担行為] 企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	117,620	(債務負担行為額) 150,000 0	(債務負担行為額) 150,000 117,620				(債務負担行為額) 150,000 0	
トータルコスト	118,419	0	118,419	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19年度~平成30年度の間に企業立地件数150件)							

説明

1 事業の目的・概要

企業投資の促進を図るため、市町村が行う既存工業団地の再整備に要する経費の一部を補助する。

2 主な事業内容

新規誘致案件に伴い、工業団地再整備事業補助金における予算の補正を行うものである。

[補助事業の概要]

鳥取市が若葉台北工業団地において行う貸し工場の整備に係る経費の一部を補助する。

○若葉台北工業団地 (単位:千円)

年度	H23	H24	合計
事業費	0	300,000	300,000
補助対象経費	0	300,000	300,000
県補助金	0	150,000	150,000

整備期間:平成23年10月~平成24年6月

[補助制度の概要]

(1) 補助要件

- ・市町村又は土地開発公社が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地。
- ・企業が次に掲げる投資を行うこと。

貸し工場のみ再整備事業(次のいずれか)	貸し工場のみ整備を除く再整備事業
・投資額1億円以上かつ新規常用雇用者数10人以上 ・新規常用雇用者数20人以上	・投資額20億円以上かつ 新規常用雇用者数30人以上

(2) 補助対象事業

団地区域内	団地区域外
用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の移設又は改良、貸し工場の整備	道路、排水施設の新設又は改良

(3) 補助金

補助対象経費に1/2を乗じた額(限度額3億円)

3 これまでの取り組み状況、改善点

- 平成21年度からこの制度が始まり、すでに2件の工業団地整備を行っている。企業の大規模投資、県外企業の誘致促進に繋がっている。
- 当該案件は平成22年度に貸し工場の整備に関する制度拡充後初の新規事業であり、制度の効果が発現していると評価。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

2 目 中小企業振興費

産業振興総室〔新事業開拓室〕(内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業	(債務負担行為額) 35,000 47,875	(債務負担行為額) 25,000 25,000	(債務負担行為額) 60,000 72,875				(債務負担行為額) 25,000 25,000	
トータルコスト	49,473	25,000	74,473	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	(財)鳥取県産業振興機構との連絡調整、交付金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	地域資源活用及び農商工連携等による地域産業の活性化:地域資源活用及び農商工連携による事業化件数の増加並びに成長(上場等)企業の創出							
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要 新たな技術や経営ノウハウ等を武器に新規市場を開拓しようとする革新的な中小企業＝「ベンチャー企業」を創出・育成することで、県経済の活性化及び雇用創出に資することを目的とする。鳥取県から国内外に打って出ようとする高付加価値を生み出す可能性を秘めたベンチャー企業に対し、創業前から成長軌道に乗るまでの間、技術や経営ノウハウ等の評価、販路開拓、資金調達その他経営に関する諸課題について、企業の状況に応じた総合支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援補助金の拡充(25,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 創業時の一般的な管理費に係る資金負担を大きく軽減し、活発な起業を促進することを目的とした補助金について、最近の県内情勢を踏まえ、下の拡充を行う。 <p>(拡充内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金枠の増額:35,000千円→60,000千円(想定件数7件→12件) ・補助対象分野に電気・機械分野を追加 <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金制度概要 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体:(財)鳥取県産業振興機構 ・対象者:戦略的推進分野(8分野+3戦略)及び電気・機械分野に属する事業を行い又は行う予定があり、ベンチャー支援グループの支援を受ける者 ・補助率:1/2以内 ・上限額:5百万円 ・期間:最大24カ月(最長平成26年3月末まで) <p>(2) ベンチャー企業育成専門員配置による総合支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ベンチャー支援グループによる総合支援 (財)鳥取県産業振興機構にベンチャー支援グループを設置し、ベンチャー企業と信頼の高い専門家、試験研究機関、大学等をマッチングするなどして、ビジネスに結びつくよう総合的に支援する。 ○ 専門家との顧問契約 技術評価、会計等の企業経営に係る諸課題に関し、専門家(技術専門家、経営コンサルタント等)にタイムリーかつ深く相談できるようなバックアップ体制を構築する。 <p>(3) ビジネスプランコンテスト&シンポジウム開催事業(仮称)の開催 起業者の掘り起こし並びに事業の高度化を目的とし、技術やビジネスモデルに関して専門家が客観的な評価・アドバイスを行うビジネスプランコンテストを開催する。</p> <p>3 これまでの取り組み状況、改善点 実績重視の取引慣行が強い日本においては、信用力や営業力に乏しいベンチャー企業が十分な理解と評価を受けることが難しく、ベンチャー企業の起業及び成長が進みにくい状況である。また、家賃など一般的な管理費を対象とする補助金がなく、創業時の資金負担が大きいため、起業意欲を奮い立たせるには不十分な状況である。(研究開発や販路開拓など特定費用を対象とする既存補助金はある。) 以上を踏まえ、ベンチャー企業の創出と育成に係る総合支援に取り組んでいるところである。</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

雇用人材総室 [労働政策室] (内線: 7 2 2 3)

2目 職業訓練校費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 職業訓練事業費	(債務負担 行為額 6,715) 436,078	(債務負担 行為額 1,050) 3,225	(債務負担 行為額 7,765) 439,303	(債務負担 行為額 1,050) 3,225				
トータルコスト	601,430	3,225	604,655	(補正に係る主な業務内容) 職業訓練(離職者向け)の実施				
従事する職員数	20.7人	0.0人	20.7人					
工程表の政策目標(指標)	セーフティネットとしての職業訓練の充実: 求人企業・求職者双方のニーズに応える訓練の実施							

説明

1 事業の目的・概要

高等技術専門校における離職者等を対象とした職業訓練を実施するための経費。

[背景]

- 県内の雇用情勢は上向き傾向にあるものの、依然として厳しい状況。
<7月有効求人倍率> 0.65倍
- 中でも、東部地区の有効求人倍率は0.55倍と他の地域に比べ、特に思わしくない状況。(中部地区: 0.81倍、西部地区: 0.59倍)
- このような状況に対応するため、23年度は既に東部地区に離職者訓練の定員を重点的に設定していたが、東部地区においては更に大量の離職者が見込まれている。

2 主な事業内容

東部地区における厳しい雇用情勢に対応するため、離職者を対象とした職業訓練を東部地区において実施。

- ・訓練内容 パソコン系訓練コース(民間教育訓練機関に委託して実施)
- ・訓練期間 2か月
- ・定員 40名(20名×2コース)
(うち1コースについては年度をまたいで実施(債務負担行為額1,050千円))

[離職者訓練実施状況] (単位: コース・人・千円)

区分	コース数	定員	事業費 (離職者対象訓練のみ)
当初	69(うち東部27)	1,036(うち東部459)	298,625
今回補正	2(東部)	40(東部)	3,225
計	71(うち東部29)	1,076(うち東部499)	301,850

3 これまでの取り組み状況、改善点

- ・厳しい雇用情勢が続いていることを勘案し、離職者訓練の定員を大幅に拡充。託児サービス付き訓練や実施期間が会計年度をまたぐ訓練など、求人企業・求職者双方のニーズを踏まえた訓練を実施し、雇用のセーフティネットを充実。
<離職者訓練定員> H20: 318人、H21: 1,170人、H22: 1,144人、H23: 1,036人
- ・就職支援指導員等を配置し、訓練生の就職を支援。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

産業振興総室 [企業立地推進室] (内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 働くぞ!頑張る 企業を応援する 鳥取県雇用促進 事業	96,500	0	96,500					
トータルコスト	104,488	0	104,488	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	—				
工程表の政策目 標(指標)	県外企業の誘致推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19~30年度の間企業立地件数150件)							
説明 1 事業の目的・概要 現在の厳しい雇用情勢に鑑み、新增設や経営革新等により新たな雇用の確保に努めた事業主に 対し奨励金を支給し、県内企業への雇用促進を図る。 2 主な事業内容 正規雇用創出奨励金の対象事業要件を拡大し、県内正規雇用の更なる拡大を図る。 [働くぞ!頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業の概要及び拡充内容]								
事業名	支給対象事業主	新規 雇用者数	支給対象 労働者	支給額	対象 期間			
正規雇用 創出奨励金	次のいずれかの事業主 ①企業立地補助金の認定 ②企業立地促進法に基づく 立地計画の承認 ③経営革新計画の承認 ④情報通信関連雇用事業 補助金の認定 [拡充] ⑤雇用維持企業再構築支援 補助金(設備投資補助) の認定 ※事業継承の場合を除く ⑥雇用維持企業再構築研究 開発補助金の交付決定	1人以上 (4/1時点から の純増分のみ対 象)	・正規雇用者 (雇用期間の定め の無い労働者で 所定労働時間週 30時間以上)	100万円/人 (6ヶ月ごとに 50万円) (事業集約等によ る県外からの転 入者は半額支給)	H23.4 ~ H24.3 (1年間)			
大量雇用 創出奨励金	情報通信関連雇用事業補助 金の認定事業主 ※正規雇用創出奨励金との 併給不可	知事の認定を 受けた年間20 人以上の雇用 計画(4/1時点 からの純増分 のみ対象)	・雇用保険の 被保険者 ・常時雇用者 (週30時間以 上) 又は 短時間労働 者(週20時 間以上) ・1年以上雇 用	70万円/人	H23.4 ~ H24.3 (1年間)			
3 これまでの取り組み状況、改善点 鳥取県正規雇用創出奨励金の支給実績(平成23年8月末現在) 平成21年2月以降、新規雇用を行った事業主に奨励金を支給。 (延べ企業数:165社、雇用増:363人)								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

3目 金融対策費

経済通商総室 [経営支援室] (内線: 7658)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
企業自立サポート事業 (制度金融費)	2,477,410	10,875	2,488,285				10,875	
トータルコスト	2,486,996	10,875	2,497,871	(補正に係る主な業務内容) 制度周知、補助金交付事務など				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人					
工程表の政策 目標(指標)	資金調達の円滑化: 経済情勢や企業ニーズに即した資金調達環境の整備							

説明

1 事業の目的・概要

県内の経済情勢が低迷する中、県内大手製造業の企業再編計画が明らかとなり、今後、関連企業の受注減少に伴う売上げ減少、資金繰り悪化や新たな受注先確保のための設備導入や更新などの新資金需要に対応するため、地域経済変動対策資金を創設する。

2 主な事業内容

(1) 地域経済変動対策資金の概要

対 象 者	県内大手製造企業及びその関連企業との取引割合が10%以上ある者のうち、次のいずれかに該当する者 ・最近1ヶ月(実績)及びその後2ヶ月の売上高等が前年同期比マイナス5%以上の見込みである者 ・融資実行後1年以内に新規受注の開拓などの具体的な事業計画を有する者 ・これまで行ってきた業種と日本標準産業分類(細分類)が異なる分野に新たに進出する具体的な計画を有する者 など (注)県内大手製造企業は、その都度県が指定。
資金使途	運転資金及び設備資金(一部借換資金を含む。)
融資限度額	2億8千万円
融資期間	10年(うち据置3年)以内
融資利率	年1.43%(変動金利) ※企業自立サポート融資の最優遇金利
保証料率	年1.08%~0.45%(9段階)

(2) 融資枠 50億円

(3) 実施時期 23年10月下旬から24年3月31日申込みまで

3 これまでの取り組み状況、改善点

これまでも経済情勢の変化や災害対策などに対応して中小企業者の資金繰り緩和を図るため、臨機応変に対策資金を実施。

◆平成22年度

・口蹄疫対策、円高対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、雪害対策、東北地方太平洋沖地震対策などの対策資金を新設

◆平成23年度

・東北地方太平洋沖地震対策の拡充、円高対策緊急資金貸付、台風12号対策枠を新設